

南知多町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 9月19日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第30号

南知多町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

南知多町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年南知多町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「管理者」を「水道事業の管理者の権限を行う長（以下「管理者」という。）」に改める。

第18条第2項中「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は一年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加え、「又は介護休暇」を「、介護休暇」に、「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）」に改め、「休暇をいう。）」の次に「、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。